

教育公務員特例法等の改正について

平成 28 年 11 月 28 日に教育公務員特例法等の一部を改正する法律が公布されました（施行期日：平成 29 年 4 月 1 日（一部については、公布日又は平成 30 年 4 月 1 日又は平成 31 年 4 月 1 日））。この改正により、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての**資質の向上に関する指標**及びそれを踏まえた**教員研修計画**の策定を義務付けるとともに、**十年経験者研修**を改めた**中堅教諭等資質向上研修**を創設するなど、教員の資質向上に係る新たな体制の構築が図られました。ここでは、改正されたものの中から、オープンセサミシリーズ参考書で主に取り上げられている条文、及び本試験問題で頻出の条文のみを抜粋しました。

● 教育公務員特例法 新旧比較 ●

（※ 平成 28 年 11 月 28 日公布・平成 29 年 4 月 1 日施行）

（下線部は、主な変更箇所）

改正後	改正前
（研修） 第二十一条 （略） 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（<u>公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。</u>）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。 <u>（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）</u> 第二十二条の二 文部科学大臣は、<u>公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。</u> 2 <u>指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</u> 一 <u>公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項</u> 二 <u>次条第一項に規定する指標の内容に関する事項</u> 三 <u>その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項</u>	（研修） 第二十一条 （略） 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。 （新設）

改正後	改正前
<u>3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</u> <u>(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)</u> <u>第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。</u> <u>2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。</u> <u>3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。</u> <u>4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。</u> <u>(教員研修計画)</u> <u>第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。</u> <u>2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。</u> <u>一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針</u> <u>二 任命権者実施研修の体系に関する事項</u> <u>三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項</u>	(新設) (新設)

改正後	改正前
<u>四 研修を奨励するための方途に関する事項</u> <u>五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項</u> <u>3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。</u> <u>(協議会)</u> <u>第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。</u> <u>2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。</u> <u>一 指標を策定する任命権者</u> <u>二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に係る大学として文部科学省令で定める者</u> <u>三 その他当該任命権者が必要と認める者</u> <u>3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</u> <u>4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</u> (初任者研修) 第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（<u>臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。</u>）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。 2・3 (略)	(新設) (初任者研修) 第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（<u>政令で指定する者を除く。</u>）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。 2・3 (略)

改正後	改正前
<u>(中堅教諭等資質向上研修)</u> 第二十四条 公立の小学校等の教諭等（<u>臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）</u>の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、<u>公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）</u>を実施しなければならない。 2 任命権者は、<u>中堅教諭等資質向上研修</u>を実施するに当たり、<u>中堅教諭等資質向上研修</u>を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに<u>中堅教諭等資質向上研修</u>に関する計画書を作成しなければならない。 (削除) (削除) (指導改善研修) 第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。 2～7 (略)	<u>(十年経験者研修)</u> 第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（<u>公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）</u>が十年（<u>特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）</u>に達した後<u>相当の期間内に</u>、個々の能力、適性等に応じて、<u>教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）</u>を実施しなければならない。 2 任命権者は、<u>十年経験者研修</u>を実施するに当たり、<u>十年経験者研修</u>を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに<u>十年経験者研修</u>に関する計画書を作成しなければならない。 3 <u>第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</u> <u>(研修計画の体系的な樹立)</u> 第二十五条 <u>任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。</u> (指導改善研修) 第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。 2～7 (略)

改正後	改正前
(指導改善研修後の措置) <u>第二十五条の二</u> 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。	(指導改善研修後の措置) <u>第二十五条の三</u> 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

● 教育職員免許法 新旧比較 ●

(※ 平成 28 年 11 月 28 日公布・施行)

(下線部は、主な変更箇所)

改正後	改正前
(種類) 第四条 (略) 2～4 (略) 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教 6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、<u>体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）</u> 二・三 (略)	(種類) 第四条 (略) 2～4 (略) 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教 6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び<u>体育</u> 二・三 (略)

平成 28 年 12 月 21 日 東京アカデミー編集出版部門